

平成21年9月7日に行われた、勝浦市議会の議事録から

○議長（高橋秀男君）

続きまして、渡辺玄正議員の登壇を許します。渡辺玄正議員。

〔9番 渡辺玄正君登壇〕

○9番（渡辺玄正君） 皆さん、お疲れのところでございますけれども、しばらくご容赦願いたいと思います。通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

過日行われました第45回衆議院議員総選挙によって60年余り政権担当をしてきた自民党が大きく後退し、民主党が大躍進し、今後、民主党政権の国政が行われようとしております。

いまだ新政権が発足したわけではありませんが、民主党中心の政権となることは間違いのないわけであります。そこで市長にお尋ねいたします。民主党中心の政権運営となりますと、当然、選挙公約である、いわゆるマニフェストに発表されたことを実行すると約束されているわけです。民主党のマニフェストから、今後、地方自治の運営にどのような影響があるや否や、特に財政面にどのような変化がもたらされるのか、いまだ新総理も決まったわけでもございませんので、もちろん施政方針演説もないわけですから、答弁ということにはいささかと思いますが、市長の所見ということで民主党のマニフェストから感じられる地方自治への財政面の影響について、どのようなことが考えられるか、お尋ねいたします。次に、鵜原地先の産業廃棄物処理施設建設についてお尋ねいたします。既に6月定例議会で同僚議員の一般質問がなされ、当市の対応といたしまして地域環境問題を含めて、観光振興施策体系の構築を目指しているの、鵜原地区という地域性を考えて反対の立場でさまざまな対応をされていくとの趣旨の答弁がされておりますが、6月議会以後、どのような対応をされてきたのか、お尋ねいたします。

次に、6月議会と重複するところもございしますが、次の点についてお尋ねさせていただきます。まず、第1点、海水が汚染される危険性は、漁業従事者のみならず、市民にとっても不安であります。鵜原地区、鵜原湾の国道128号線沿いの海側一帯は南房総国立公園に指定されているわけです。湾内の一部は禁漁区も策定され、自然の魚介類、海藻も豊富であり、昔から地元漁業組合、漁業従事者が一丸となって育んできております。アワビ、サザエ、トコブシ等の魚介類はもとより、ワカメ、ヒジキ、天草等の資源が豊富な海であります。このような資源が汚染されることによって破壊されないか、地元の住民は不安に思っております。大変危惧しておるわけでございます。市長のお考えをお聞かせください。

次に、建設計画地周辺の鵜原地区は、隣接、守谷地区を含めて市立清海小学校、鵜原保育園を初め、都立武蔵高等学校研修施設、国立学芸大学附属小中学校の研修施設、守谷地区には私立明海大学セミナーセンター、都立九段高等学校の施設等、周辺1キロ以内にも6施設の学生、学童の教育機関が存在しております。特に市立清海小学校、鵜原保育園に学

ぶ児童・幼児は9年間の長期にわたります。建設されるとわずか450メートルほどしか離れておりません。しかも建築計画地は山の谷合いであり、風の通り道にもなっております。大気汚染が発生するようなことが起こりますと、小学校、保育園に通う児童・園児の健康にどのように影響されるのか、住民の不安ははかり知れません。市長の見解を求めます。次に、建設計画地は鶴原荒川線、俗に東急道路の側面に位置しております。過去には約100メートルほど上った山林、東急ハーベストの下でたばこの投げ捨てによる林野火災が発生しております。産業廃棄物には有害物質も付着していることも考えられますが、火災による高熱との因果関係も不安に感じます。市長の見解を求めます。

また、建設計画地は、一部農地も含まれておりますが、昭和43年ごろから株式会社東急不動産がリゾート開発のために取得された土地であり、その後、峰岸さんという方が取得されて、現在の株式会社M・M・Iを設立して、産業廃棄物管理型最終処分場の建設をしようとしているわけですが、株式会社東急不動産がリゾート開発を申請するときには、市なり、県なり、地元なりの協議書とか同意書なるものが添付されたと考えられますが、もし添付されたとすれば、現在、県または市に保管されているや否や、お尋ね申し上げます。さきに指摘した6施設の教育機関の代表者にも意見をお聞きして、県に進言することも必要と思われまます。

建設計画地の下の川周辺の沢には、サワガニ、ホタル、トンボ、チョウ、カブトムシ等々もかつては多く見られましたが、生活様式の変化とともに年々減少しております。それに加えて、周辺一帯の山野にはノブキ、ワラビ、ゼンマイ、タラノメ、マツタケ、シメジ等の多くの自然植物、生物等が生息する地域でもあります。風光明媚に加えて、自然生物、植物が近隣一帯広く存在しておるのが現状です。自然保護の観点からも、どのようにお考えになりましょうか。

また、建設地の谷合いから流れる水は、市の管理下にある川に流入すると思いますが、市の対応はどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

最後に、今後の対応について、教育施設の関係者等を含めて、リゾート関係者、自然保護団体等と、また漁業関係者等々含めた代表者のサミットの開催をし、その意見を県に届けるというようなこともできるのではないかと考えられます。市長のお考えをお聞かせください。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（高橋秀男君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの渡辺議員の一般質問に対し、お答えいたします。

去る8月30日執行の第45回衆議院総選挙において、民主党が308議席を占め、民主党を中心とする連立政権の発足が見込まれるところであります。

ご質問の民主党のマニフェストから今後の地方自治の運営にどのような影響があるかのご質問であります。ご承知のように、子ども手当や、高速道路の原則無料化、ガソリン税などの暫定税率の廃止など、他項目にわたりマニフェストに掲げられておりますが、いずれにしても、国の第2次補正予算及び関連法令、さらには県を通じ、各省庁から示される通知等により、その影響額を把握する必要がありますが、今後示されるであろう政府の施策が明確でない現時点においては、影響を推定することは困難であると考えます。

次に、鶴原地区の産業廃棄物処理施設建設についてのご質問であります。初めに6月市議会定例会以降の対応については、千葉県から報告があります審査指示事項について、当初6月であったものが9月中旬になるといった情報収集について努めてまいりました。

次に、9件の質問に対してお答えをいたします。

最初の海水の汚染及び大気汚染に関してであります。当該産業廃棄物最終処分場に係る周辺地域への影響ということで関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

当該産業廃棄物最終処分場の建設計画では、処分場の廃棄物に触れ、埋立地を浸透した浸出水は浸出水排水管から浸出水調整池を経由し、千葉県廃棄物処理施設の構造に関する基準に規定される浸出水処理施設に送られ、千葉県廃棄物処理施設の構造に関する基準に規定される千葉県基準における排水基準の水質検査項目の40項目において排水基準以下に処理をし、地区外水路、既設水路を経由し、下流の公共水路に放流するとなっております。

また、その他施設内に地下室の水質監視用井戸を3カ所設置するとなっております。規定される水質検査項目は50項目で、それらのすべてを適合させなければなりません。そのすべてが基準値以下とされております。

また、粉じん等の飛散防止対策につきましては、埋め立てされる廃棄物の搬入経路として、国道128号線から市道鶴原荒川線を経由して搬入し、廃棄物運搬車両の台数は1日当たり10トン車20台が往復すると計画し、覆土に使用する土砂は処分場からの発生土を使用することから、覆土搬入車両の通行はないとなっております。廃棄物を2メートル埋め立てるごとに0.5メートルの覆土を行い、その覆土の点圧を密に行い、乾燥時には散水し、雨天時には巡回監視を行うとされ、また、廃棄物の埋立時期等は埋立区域に砂ぼこりが発生しないように適宜散水を行うとされております。

なお、ビューフォート風速階級表で砂ぼこりが発生すると言われている風速5.5メートル以上の気象条件下での埋立作業は行わず、搬入車両等は洗車設備によりタイヤ等に付着した汚泥等を洗浄し、周辺道路に飛散させないよう配慮するとなっております。

次に、市道鶴原荒川線側面のたばこの投げ捨て等による火災の発生についてであります。火災予防の観点から、たばこの投げ捨て等の防止につきましては、計画地周辺の道路に限らず、すべてにおいて心がけなければならないことから、防災上において広く住民に周知してまいりたいと考えます。

次に、山林農作地開発行為同意書等についてであります。昭和43年当時、市では房総半島の周遊観光客を対象として観光開発を重点施策として取り組んでおりましたところ、東

急不動産株式会社から今回の処分場建設計画地を含め、市内中島字須野原地先の山林を含め 99 ヘクタールの観光開発の計画についての申し入れがありました。計画に対し、当時の周辺土地所有者及び農地耕作者の協力が得られ、昭和 52 年 7 月にゴルフコースがオープンしておりますが、都市計画法において開発行為の届け出が義務化されましたが、昭和 45 年からであり、その当時の計画に関する書類等は現存しておりません。

また、森林法における林地開発につきましては、1 ヘクタール以上の開発行為を行う場合は県知事の許可が必要となります。また、農地につきましては、農地法第 5 条の許可申請の手続きが必要であり、申請の際には隣接農地所有者等の承諾が必要であります。

次に、隣接地主等権利者の同意書の関係についてであります。千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 4 条第 5 項の規定に基づく廃棄物処理施設の立地等に関する基準において、土地所有者及び隣接土地所有者等の承諾が得られることと規定されております。

次に、関係公共機関との協議についてであります。特にご質問の中の 4 公共施設についての同意書が必要か否かは、県に確認してみたいと思います。

次に、自然、生物、植物の生息についてであります。当該施設の建設予定地は総合保養地域整備法に基づく房総リゾート地区重点地区の区域内のほか、勝浦市のまちづくり方針で自然リゾート系複合機能融和ゾーン及び丘陵部斜面緑地保全ゾーンとしております。現在、その周辺は良好な緑地が形成され、地域住民が四季折々の自然の恩恵を受けていると聞き及んでおります。その自然とかかわり合いを持ち続けることにつきましては、至極大事なことと認識しております。

次に、川の管理者の権限についてであります。当該施設から放流される雨水を含め排水の流入先につきましては、勝浦市が管理する河川法の適用を受けない普通河川鵜原西ノ谷川であり、その流末は鵜原湾に流れ込んでおりますことから、河川管理者として河川の財産管理を初め、河川の機能管理に関し河川の機能を損なうことのないよう十分に計画を精査し、対応したいと考えております。

次に、今後の対応についてであります。平成 20 年 7 月 28 日付で千葉県に提出された当該施設の事前協議書に対して、千葉県から事業計画者への審査指示事項が出されておりましたが、審査指示事項が出された際には、その内容を精査し、千葉県を初め、関係機関及び庁内関係課において十分に協議し、対応してまいりたいと考えております。

以上で渡辺議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。渡辺玄正議員。

○9 番（渡辺玄正君） 詳細にご答弁いただきまして、まことにありがとうございます。魚介類、海藻、また自然、植物、生物等、近隣の方は恩恵にあずかっているわけですが、食の安全というのは単なる健康問題だけではなく、かつて中国の食料問題、ま

た国内では埼玉県の新潟でダイオキシン問題が起こりまして、その周辺の畑でとれるホウレンソウ等に影響があるやと報道があったために一遍に消費がとまってしまった。また、そのホウレンソウの価格も大暴落してまったというようなこともございます。勝浦の海産物は危ないというようなことが流されましたならば、これは市民ばかりではなく、漁業従事者の生活権にも及びます。場合によっては、勝浦の朝市の地元産のものは危ないよというようなことにもなりかねない。そうになりましたら、非常にその影響というものは大きいんじゃないかと考えられます。

そういう意味からも、単なる危険性を帯びておると。これはどうしても有害物質が付着していないということは断言できないわけでございます。そういったものが蓄積されていった場合、どんな影響があるか、6月の議会では同僚議員、刈込氏によって地震対策の問題も出されましたけども、そういうことも含めまして、非常に危惧するところであるわけでございます。

大気汚染の問題でございますけれども、この近辺には、先ほども申し上げましたとおり、6施設の学童、幼児、学生がしょっちゅう来ておるわけでございます。こういった方々、特に小学校、保育園の児童が9年間でございます、アメリカのほうでは遮断型というか、密閉型にしまして処理をするということもございます。しかし、日本ではまだまだそこまではありませんで、いわゆる谷合いに埋立式というような感じのようでございますが、この埋立式でありますと、非常に危険であるという諸外国の話もございます。東京都の環境問題にかかわった藤村先生という方が私どものほうに来ていろいろお話をしてくれましたけれども、その施設の周辺でがんの発生率が40%から50%、50%以上のところもあると。その原因はわかっていないというようなこともおっしゃっておいりました。

そういうことを聞きますと、この小学校、保育園がちょうどあの谷間から海に向かって風が吹いた場合、特に北風の場合には上から来ますから、その大気を吸いながら学童が9年間も生活しなければならないということは、私は重大問題であろうかと思えます。

そういう点について、先ほどこの6施設の代表者なり、もちろん市はこの施設は反対であるということを表明しておるわけでございますから、こういった方々の謙虚なご意見を聞きながら、こういう意見を県のほうに届けるというようなことも必要じゃないかと思えます。

この有害物質の付着ということは、どうしても私たちにとりましてはぬぐい切れないものがあるわけですので、その辺はどのようにお考えなのか。

道路の鶴原荒川線の側面であるということ、たばこによる火災というものが既に過去にあったということもございますが、平成10年から今年の5月にかけて、市内で起きたたばこの投げ捨てによる火災が14件あるわけでございます。そうしますと、年に1回はどこかでたばこの投げ捨てによる火災があるわけございまして、あの建設地の周りには谷になっておりまして、雑木が繁っておる場所でございます。ぼや程度で済めばいいんですけど、山林火災が起きた場合、その捨てられた、処分された有害物質の中に猛毒のようなものが付

着しておる場合もあり得ると考えた場合、この火災による高熱、そして火災が起これば、当然、消防車が出て、大量の水を使用するわけですから、そういったような危険性というものを考えると、どうしてもあの場所は適地ではないというような判断、危険性を含んだ場所であろうということも言えるのではないかと思うわけでございます。

アメリカなどは、こういった危険性のある施設というものは10キロも20キロも山奥でないと許可されないというような状況もあります。日本の狭い国土でございまして、こういうようなことが起こってくるんでしょうけれども、将来の市民の安全と、安心した生活をするためには、もうちょっと規則というものは厳しいものであっていいのではないかと思います。せめて、環境審議会でも条例を考えておくほうがいいと。これは法的な権限はないけれども、勝浦市にはこういう条例があるというようなことは、これから必要になってくると思われます。もし、鶴原の処分場計画が認可されますと、また次も出てくるという可能性もあるわけでございまして、その点、万全を期していただきたいと思うわけでございます。いま一度、条例制定等に関するご答弁をお願いしたいと存じます。

所在地の農地も一部含まれておまして、聞くところによりますと、既に仮登記をされた農地について変更届けというか、そういうものも出ておるといようなことも聞いております。もともと考えてみますと、東急不動産がこのリゾート開発をしようとするときには、目的協議書というものが完全にあったと思います。昭和52年以前の記録は保存されていないということでございしますが、もしもこの施設を、この事業をM・M・Iでなく東急不動産がこの建設をしようとした場合には、どんなようなことが考えられるかと思ったときに、東急不動産がリゾート開発のために市や市民の協力を得て取得した場所でありまして、もし東急不動産がやろうとすると、市や市民への背信行為になるわけです。我々は、東急不動産に対して、当時の協議書というもの、説明された内容とは違う事業じゃないかということで抗議を申し込むことができるわけでございましてけれども、これは東急不動産が事情によって手放した土地であり、お買いになった方は、当初、開発行為で取得された目的というものが完全に違ってきておるといことについては、所有者のみならず協力した協力者のみならず、鶴原の周辺の方々はその辺、非常に疑問に思っておるわけでございまして。さらに、敷地内に赤道とか市の管理する土地が含まれていないかどうかお聞きさせていただきたいと思っております。

この意味合いは、かつては、古い書類でございまして、地元住民の同意書というようなものが添付されておりました。特にこの地元では、各地区の区長の同意書というようなものも添付された書類もかつてはあったわけですが、今、そういうものが不要ないということであるならば、この協議書の交付にかかわる手続の中で、最終的に環境保全協定締結、関係住民または市町村というものがございまして。この指示が市のほうに現在あったか否か、これからあると思っておりますけれども、書かれておりますからあるはずでございますが、現在のところ、あったかどうか、その辺をいま一度お尋ねさせていただきます。

私が同僚議員と同じような質問をあえてさせていただいておりますことは、この協議とい

うものが県で行われて、既にこれは終わっているやにも聞いております。しかしながら、協議は終わっておっても追加ということを出すこともできます。ただ、担当課のみに出すのではなくて、この県の協議機関というのが総合企画部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育委員会、水道局等々、7部2局の意見を聴取してつくと。当初、環境政策の課長からは各部に意見を聴取するに対して、慎重にお願いしますということが出されたということでございますが、道路問題にいたしましても、単なる1日3,000台通って、そのうちのトラックは20台だというようなことではなくて、建設しようとする側面には道路の下がこの場所でございますから、火災等の発生のときには非常に危惧するものがあるかと思えます。

そういう意味からも、関連する各課にもこの点の協議はどうなっておりますかということを訪ねることは構わないのではないかと思います。あらゆる知恵を絞って、県のほうで総合的に考えて、認可するには適当な場所ではないという結論を出していただくためにも、あらゆる方面を訪ねるということが必要であろうと考えるところから、あえて重複するような点もお尋ねをさせていただいた次第でございます。ご答弁をお願い申し上げます。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） それではお答えいたします。まず、水質関係の件でございますけども、これは事業計画者からはあくまでも浸出水処理施設からの放流水の水質はすべて目標値以下であり、事業概要に記載されているように海水と同程度に希釈されるということでありまして、計画地内に環境計量士を常駐させ、科学的な管理を行うということになっておりますので、放流水にかかわらず、有害物の流出や飛散が絶対にあってはならないと考えており、水質汚濁防止法においては、基準に適合しない排出水を排出するおそれがあるときは、排水処理方の改善及び一時停止を都道府県知事が命ずることができることとされておりますので、浸出水処理施設だけでなく、施設全体の維持管理についての監視を徹底するように、千葉県に対しまして強く要望してまいりたいと考えております。

火災の件につきましては、事業計画者に対して、その辺の防災上のこともありますので、十分、気をつけるような指導等を県のほうにお願いしてまいりたいと思えます。

次に、条例の制定でありますけども、これは審議会の中でも提案されました。それにつきましては、内部の関係課と協議していきたいと思っております。

審査指示事項があったかどうかということでございますけども、これは先ほど市長答弁の中にもありましたように、当初、6月であったものが9月に入ってしまうというようなことへの回答は得ております。

環境保全協定の指示につきましては、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の中の第12条の中で、事業者等は当該事業計画の実施に関する環境保全協定を関係地域を管轄する市町村長、または関係地域住民3分の2以上で構成する団体の長と締結しなければならないということでございますので、こういった指示で県のほうから報告があるのではないかと考えております。

次に、協議の追加に関してましては千葉県のほうと相談していきたいと思います。
開発行為に係る件でございますけども、これは先ほどの答弁の中にありましたように、都市計画法において開発行為の届け出等が義務化されたのが昭和45年からということでありまして、その辺の書類は現存していないということでございますので、ご承知願いたいと思います。以上で終わります。

○議長（高橋秀男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 計画地内に法定外公共物、いわゆる赤道や青道が存在するのかということでございますが、現在のところは赤道、青道はありません。これにつきましては、当市への移管前に赤道、青道について、既に払い下げがされており、所有権が移転されております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。渡辺玄正議員。

○9番（渡辺玄正君） 一部聞こえない部分もあったわけでございますけれども、いずれにいたしましても、今後の対応について、いま一度、市長のお気持ちをお聞きしたいわけですが、地域住民の声をさまざまな形で県に届けてほしいということでございます。漁業関係者の方で県に直接行ったというようなこともお聞きしております。学校施設の方、リゾート施設の方等々が直接行ったということは、まだ聞いておりませんけれども、どうか市の名前において、こういった方々のご意見も広く、市長は市民会議を開き、また、環境審議会等々の答申等もいただいたりして、それなりの対応をさせていただいておるわけですが、県のほうにさまざまな機関からも声を吸い上げて、地域住民の声として届けていただくということを望みたいわけでございます。これは要望でございます。
最近の司法の判断等は、住民の意向、地元の意向というものが反映された司法判断が出される傾向になっているということもお聞きしますと、県のほうで好ましい場所ではない、好ましからざる場所だというような判定をさせていただくためにも、多くの声を県政に届けるということが大切だろうと思います。どうか市長、よろしく願いいたします。要望として終わります。

○議長（高橋秀男君） これをもって一般質問を終結いたします。